

第139期

定時株主総会 招集ご通知

【目次】

- 第139期定時株主総会招集ご通知……………P1
- 株主総会参考書類
 - 第1号議案 剰余金の処分の件……………P5
 - 第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件……………P6
 - 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件……………P10
- 第139期事業報告……………P17
- 計算書類……………P35
- 連結計算書類……………P37
- 監査報告書……………P39
- 株主総会会場のご案内図……………巻末

日時

2024年6月25日 火
午前10時(受付開始 午前9時)

場所

宮崎市松山1丁目1番1号
宮崎観光ホテル 東館3階「光耀の間」
こうよう

※末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照ください。

当日ご来場の株主さまへのお土産は
廃止させていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い
申し上げます。

日南市 鉄肥



明日の夢 人から人へ

宮崎銀行

証券コード:8393

証券コード8393

2024年6月3日

(電子提供措置の開始日2024年5月31日)

株主各位

宮崎市橘通東4丁目3番5号

株式会社 **宮崎銀行**

取締役頭取 杉田 浩二

第139期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第139期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

【当行ウェブサイト】

<https://www.miyagin.co.jp/kabunushi/annual-general-meeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記のウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「宮崎銀行」または、「コード」に「8393」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご覧ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2024年6月25日(火曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 宮崎市松山1丁目1番1号
宮崎観光ホテル 東館3階「光耀の間」 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | (1) 第139期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告および計算書類報告の件
(2) 第139期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件 |

4. 議決権行使について

当日ご出席による 議決権行使



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

郵送による 議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2024年6月24日（月曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時到着分まで

電磁的方法 （インターネット等）による 議決権行使の場合



議決権行使ウェブサイト (<https://www.e-sokai.jp>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時まで

3～4頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認ください

- 1 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 2 電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令および当行定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 1. 事業報告
 - ① 当行の新株予約権等に関する事項
 - ② 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ③ 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
 - ④ 特定完全子会社に関する事項
 - ⑤ 親会社等との間の取引に関する事項
 - ⑥ 会計参与に関する事項
 - ⑦ その他
 2. 計算書類等
 - ① 株主資本等変動計算書
 - ② 個別注記表
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の**議決権行使ウェブサイト**をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時まで

議決権電子行使プラットフォームについて

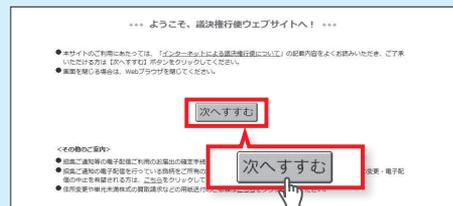
管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、右記インターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

ご注意事項

- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によって、ご利用いただけない場合もございます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主さまのご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

「議決権行使ウェブサイト」による方法

01 議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

「スマートフォン行使」による方法

01 QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

02 ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

03 パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の案内にしたがって
賛否をご入力ください。

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

02 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

03 各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択

画面の案内にしたがって行使完了です。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先

株主名簿管理人：日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電 話：0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間：9:00～21:00 (土日・祝日も受付)

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、経営体質の強化、充実のため内部留保の確保に努めつつ、安定配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、業績および経営環境等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。これにより、中間配当金を含めました当期の配当金は1株につき100円となります。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金50円 総額865,875,500円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

2. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 4,800,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 4,800,000,000円

第2号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

現任の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）4名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	すぎた こうじ 杉田 浩二 再任	取締役頭取（代表取締役）
2	かわち かつのり 河内 克典 再任	専務取締役（代表取締役） （執行役員兼務）
3	にしかわ よしひさ 西川 義久 再任	常務取締役（執行役員兼務）
4	わたなべ ともき 渡邊 友樹 再任	常務取締役（執行役員兼務）



生年月日

1958年10月22日

所有する当行の株式の数

4,919株

1 すぎ た こう じ 杉田 浩二

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年 4月 当行入行
 2000年 2月 妻ヶ丘支店長
 2000年 6月 妻ヶ丘支店長兼一万城支店長
 2003年 6月 営業統括部営業店指導役
 2006年 6月 鹿児島南支店長
 2008年 6月 営業支援部長
 2010年 6月 営業統括部長兼営業支援部長
 2011年 4月 営業統括部長
 2012年 6月 当行取締役経営企画部長兼収益管理室長
 2014年 6月 当行取締役本店営業部長兼江平支店長
 2015年 6月 当行常務取締役
 2019年 6月 当行常務取締役（執行役員兼務）
 2020年 4月 当行常務取締役（執行役員リスク統括部長兼務）
 2020年 6月 当行代表取締役頭取
 現在に至る

(担当) 秘書室

(重要な兼職の状況) 一般財団法人みやざん経済研究所理事長

(取締役在位年数) 12年（本総会終結時）

取締役候補者
とした理由

当行の国際部門・営業戦略部門・経営企画部門・重要拠点である宮崎地区の統括を経て、2020年から頭取を務めるなど、当行における豊富な業務経験と銀行経営に関する知見を有しているため、取締役として選任しました。



生年月日

1960年5月21日

所有する当行の株式の数

4,171株

2 かわ ち かつ のり 河内 克典

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年 4月 当行入行
 2007年 4月 昭和町支店長
 2008年 6月 経営企画部主任調査役
 2011年 6月 個人金融部長
 2013年 4月 証券国際部長
 2014年 4月 市場金融部長
 2015年 6月 当行取締役経営企画部長兼収益管理室長
 2017年 4月 当行取締役経営企画部長兼収益管理室長兼IT戦略室長
 2018年 4月 当行常務取締役
 2019年 6月 当行常務取締役（執行役員兼務）
 2021年 6月 当行専務取締役（執行役員兼務）
 2022年 6月 当行代表取締役専務（執行役員兼務）
 現在に至る

(担当) 融資部、リスク統括部、事務統括部、総務部

(取締役在位年数) 9年（本総会終結時）

取締役候補者
とした理由

当行の市場部門、経営企画部門での経験を活かし、当行の経営管理高度化に向けた主導的な役割発揮を期待し、取締役として選任しました。



生年月日

1965年2月13日

所有する当行の株式の数

2,086株

3 にしかわ よしひさ
西川 義久

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当行入行
2012年1月 大工町支店長
2013年6月 審査部次長
2014年4月 審査部副部長
2015年6月 福岡支店長
2017年4月 人事部長
2018年6月 当行取締役人事部長
2019年4月 当行取締役監査部長
2019年6月 当行上席執行役員監査部長
2020年6月 当行上席執行役員鹿児島営業部長
2022年6月 当行常務取締役（執行役員営業統括部長兼務）
2023年6月 当行常務取締役（執行役員兼務）
現在に至る

(担当) 営業本部（営業統括部・ビジネスソリューション部・マネーコンサルティング部・国際部）、品質向上推進室

(取締役在任年数) 2年（本総会終結時）

取締役候補者
とした理由

人事部門、監査部門を歴任し、人材育成や業務品質管理に豊富な知識を有するとともに、当行重要拠点での支店長、営業戦略部門の統括を経て、収益力強化における知識・経験を有しているため、取締役として選任しました。



生年月日

1967年6月17日

所有する当行の株式の数

2,517株

4 わたなべ ともき
渡邊 友樹

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年4月 当行入行
2012年4月 住吉支店長
2014年6月 東京支店長兼経営企画部東京事務所長
2016年4月 経営企画部副部長兼広報室長
2017年4月 事務統括部長
2021年4月 経営企画部長
2022年6月 執行役員経営企画部長
2023年6月 当行常務取締役（執行役員経営企画部長兼務）
現在に至る

(担当) 経営企画部、市場金融部、人事部、グループ会社

(取締役在任年数) 1年（本総会終結時）

取締役候補者
とした理由

事務統括部門、経営企画部門を歴任し、当行の業務品質管理や経営管理に豊富な知識・経験を有しているため、取締役として選任しました。

- (注) 1. 杉田浩二は、一般財団法人みやぎん経済研究所の理事長を兼務しており、当行と同研究所の間には経済動向誌購入等の取引があります。
2. その他の候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
3. 監査等委員会の取締役選任議案についての意見の概要は以下のとおりであります。
監査等委員でない取締役の各候補者については、任意の指名報酬委員会（社外取締役が委員の過半数を占めています。）での審議を経たうえで、監査等委員会として取締役会全体の実効性の観点から慎重な検討を行いました。その結果、取締役の職責と役割を果たしうる適切な人選がなされており、当行の取締役として適任であると判断しました。
4. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が当行の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が填補されます。ただし、違法行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当行が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現任の監査等委員である取締役 原口哲二、島津久友、浅山理恵、高妻和寛の4氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当行における地位等	
1	はらぐち 原口	てつじ 哲二	再任	取締役（常勤監査等委員）
2	しまづ 島津	ひさと 久友	再任 社外取締役	社外取締役（監査等委員）
3	あさやま 浅山	りえ 理恵	再任 社外取締役	社外取締役（監査等委員）
4	こうづま 高妻	かずひろ 和寛	再任 社外取締役	社外取締役（監査等委員）



生年月日

1956年8月13日

所有する当行の株式の数

18,215株

1 はら ぐち てつ じ 原 哲二

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1979年 4月 当行入行
- 2006年 6月 営業統括部主任調査役
- 2008年 6月 西都支店長
- 2010年 6月 大淀支店長
- 2011年 6月 当行取締役鹿兒島営業部長
- 2011年 10月 当行取締役鹿兒島営業部長兼国分支店開設準備室長
- 2012年 4月 当行取締役鹿兒島営業部長
- 2014年 6月 当行常務取締役
- 2015年 6月 当行常務取締役営業統括部長兼個人ローン推進室長兼事業承継・M&A支援室長
- 2016年 6月 当行常務取締役
- 2017年 4月 当行専務取締役
- 2018年 6月 当行代表取締役専務
- 2019年 6月 当行代表取締役専務（執行役員兼務）
- 2020年 6月 当行取締役（常勤監査等委員）
現在に至る

（取締役在位年数）13年（本総会終結時）

（取締役監査等委員在位年数）4年（本総会終結時）

取締役候補者
とした理由

代表取締役専務として当行の経営を主導した経験と豊富な営業店経験を活かし、取締役会、経営陣に対する能動的な権限行使を期待し、取締役監査等委員として選任しました。



生年月日

1958年9月26日

所有する当行の株式の数

5,120株

2 しま づ ひさ と も 島津 久友

再任 社外取締役

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 農林中央金庫入庫
- 2002年 7月 農林中金全共連
アセットマネジメント(株)出向
- 2007年 4月 農林中央金庫退職
- 2007年 5月 島津山林(株)・(株)島津茶園
常務取締役
- 2009年 9月 島津山林(株)代表取締役（現任）
- 2011年 9月 (株)ハンスマン社外監査役（現任）
- 2013年 6月 (株)島津茶園代表取締役（現任）
- 2015年 6月 当行社外監査役
- 2016年 6月 当行社外取締役（監査等委員）
現在に至る

（重要な兼職の状況）島津山林(株)代表取締役、(株)島津茶園代表取締役(株)ハンスマン社外監査役

（社外取締役在位年数）8年（本総会終結時）

（取締役監査等委員在位年数）8年（本総会終結時）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

金融機関等での幅広い経験、実績があり、また、代表者として会社経営に関する知見も有しており、外部から見た経営全般に関する助言をいただけることを期待し、取締役監査等委員として選任しました。



生年月日

1963年8月11日

所有する当行の株式の数

428株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

株式会社三井住友銀行で長年にわたりダイバーシティの推進や品質管理部門を担当され、豊富な知識と経験を有し、当行経営に対し適切な助言および意見が期待できると判断し、取締役監査等委員として選任しました。



生年月日

1964年9月30日

所有する当行の株式の数

464株

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

公認会計士および税理士として会計や税務に関する専門的知見を有しており、その経験、見識を当行の経営に活かしていただくため、取締役監査等委員として選任しました。

3 あさやま りえ 浅山 理恵

再任 社外取締役

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 (株)住友銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
 2008年4月 同行人事部ダイバーシティ推進室長
 2013年4月 同行田園調布ブロック部長
 2014年4月 同行品質管理部長
 2015年4月 同行執行役員品質管理部長
 2018年4月 同行執行役員リテール部門副責任役員/品質管理部副担当役員
 2021年6月 SMBCオペレーションサービス(株)取締役副社長 (現任)
 2021年12月 GMOフィナンシャルゲート(株)社外取締役
 2022年6月 当行社外取締役 (監査等委員)
 2023年12月 GMOフィナンシャルゲート(株)社外取締役監査等委員 (現任)
 現在に至る

(重要な兼職の状況) SMBCオペレーションサービス(株)取締役副社長、GMOフィナンシャルゲート(株)社外取締役監査等委員

(社外取締役在位年数) 2年 (本総会終結時)

(取締役監査等委員在位年数) 2年 (本総会終結時)

4 こうづま かずひろ 高妻 和寛

再任 社外取締役

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 公認会計士登録
 1996年4月 高妻公認会計士事務所開業
 1999年8月 税理士登録、高妻和寛税理士事務所開業
 2022年6月 当行社外取締役 (監査等委員)
 現在に至る

(重要な兼職の状況) 高妻公認会計士事務所所長、高妻和寛税理士事務所所長

(社外取締役在位年数) 2年 (本総会終結時)

(取締役監査等委員在位年数) 2年 (本総会終結時)

- (注) 1. 各候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 島津久友氏、浅山理恵氏、高妻和寛氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当行は、島津久友氏、浅山理恵氏、高妻和寛氏との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。島津久友氏、浅山理恵氏、高妻和寛氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当行は、島津久友氏、浅山理恵氏、高妻和寛氏との責任限定契約を改めて締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額となります。
4. 島津久友氏、浅山理恵氏、高妻和寛氏は、東京証券取引所および福岡証券取引所に対し、独立役員（社外取締役）として届け出ております。
5. 社外取締役候補者である浅山理恵氏の戸籍上の氏名は、久保理恵であります。
6. 当行は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が当行の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が填補されません。ただし、違法行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当行が負担しております。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

(ご参考)

選任後の監査等委員会の構成（予定）

氏 名	当行における地位および重要な兼職の状況
はらぐち てつじ 原□ 哲二 再 任	監査等委員である取締役（常勤）
しまづ ひさともし 島津 久友 再 任 社 外 独 立	監査等委員である取締役 島津山林株式会社代表取締役 株式会社島津茶園代表取締役 株式会社ハンズマン社外監査役
かしわだ よしのり 柏田 芳徳 社 外 独 立	監査等委員である取締役 柏田法律事務所所長
あさやま りえ 浅山 理恵 再 任 社 外 独 立	監査等委員である取締役 SMBCオペレーションサービス株式会 社取締役副社長 GMOフィナンシャルゲート株式会社 社外取締役監査等委員
こうづま かずひろ 高妻 和寛 再 任 社 外 独 立	監査等委員である取締役 高妻公認会計士事務所所長 高妻和寛税理士事務所所長

社 外 社外取締役 独 立 証券取引所届出独立役員

※監査等委員である取締役の任期は2年であり、柏田芳徳氏は2023年6月開催の第138期定時株主総会において選任され就任しております。

以 上

〈ご参考〉

独立社外取締役の独立性の判断基準

以下の事項に該当しない場合、当該社外取締役に独立性があると判断しております。

1. 過去10年間を含め、当行および当行グループ会社の業務執行者または職員である者
2. 当行を主要な取引先とする者もしくはその業務執行者、または、当行の主要な取引先もしくはその業務執行者。ただし、ここでいう「取引先」には、国、県、市町村およびそれらに関連した公的機関は含みません
3. 当行および当行グループから役員報酬以外に、過去3年間平均で年間1,000万円以上の金銭（寄付を含む。）等を得ている者（例：コンサルタント、会計専門家、法律専門家等）
4. 現在または過去1年間において、上記2および3に該当している者
5. 配偶者、二親等以内の親族または同居者が、上記1から4までに該当する者

(ご参考) 取締役会のスキル・マトリックス

招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

氏名	地位	スキル					
		企業経営	金融経済	財務・会計	法務・リスク管理	人材開発	
監査等委員でない取締役	杉田 浩二	取締役頭取	●	●	●	●	●
	河内 克典	専務取締役	●	●	●	●	●
	西川 義久	常務取締役	●	●		●	●
	渡邊 友樹	常務取締役	●	●	●		●
監査等委員である取締役	原口 哲二	取締役	●	●	●	●	
	島津 久友	取締役 (社外)	●	●	●		
	柏田 芳徳	取締役 (社外)	●			●	
	浅山 理恵	取締役 (社外)	●	●			●
	高妻 和寛	取締役 (社外)	●		●		

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

以上

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果等

主要な事業内容

当行は本店を含む71カ店および出張所25カ所において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務およびその他付随業務を行っております。

経済環境

(国 内)

2023年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けた経済活動の正常化が進み、景気回復の動きが継続しました。企業収益の改善を背景に、デジタル投資を中心とした設備投資が堅調に推移し、雇用環境や個人所得にも改善の動きが見られます。一方、海外金利の上昇による円安進行を受け、消費者物価は上昇傾向で推移し、個人消費等の回復を下押ししております。

金融市場においては、日経平均株価は、コロナ後の経済再開やインバウンド需要の回復を受け、2023年前半に3万3千円台まで上昇しました。また、2024年1月以降は、AI・半導体関連産業の成長期待と、脱デフレによる日本企業の業績期待の高まりを背景に、日経平均株価が史上最高値を更新するなど大きく上昇し、当期末は4万円台となりました。長期金利の指標となる新発10年物国債利回りは、7月に日銀がイールドカーブ・コントロール（YCC）の運用柔軟化を決定し、その後、2024年3月にマイナス金利政策解除とYCC撤廃を決定したことから上昇し、当期末は0.72%となりました。為替相場(対ドル)は、米国金利の上昇による日米金利差拡大により円安が進行し、当期末は151円台となりました。

(県 内)

県内経済は、法人の生産活動が弱含んでおりますが、個人消費を中心に緩やかに回復しつつあります。観光需要の回復や雇用環境の改善により、景気回復の継続が期待される一方、物価の高止まりと人手不足が個人消費と生産活動の抑制要因として懸念されます。

事業の経過および成果

当行は、2023年4月からスタートした中期経営計画「First Call Bank」（計画期間：2023年4月～2026年3月）に基づき、「First Call Bank営業の確立」、「経営基盤の強化」、「サステナビリティ経営の実践」を基本戦略とし、地域社会のサステナビリティに貢献することで、圧倒的に信頼される銀行グループを目指し、全力で取り組んでまいりました。

2023年度は、新型コロナウイルス感染症の5類移行を受けた経済活動の正常化が進み、景気回復の動きが継続しました。一方、ウクライナ情勢などの地政学的要因による資源価格上昇や海外金利の上昇による円安進行を背景に、国内物価は大きく上昇し、個人消費等の回復を下押しする中、中期経営計画「First Call Bank」の初年度として、お客さまや地元経済の成長につながるさまざまな取り組みやDX関連の施策を積極的に展開し、経営内容の充実に努めてまいりました。

（事業の経過）

〔2023年度の経営実績〕

中計「First Call Bank」 目標指標		2023年度 実績	2025年度 中計最終目標
収益性	経常利益	92億円	140億円
	ROE	3.88%	5.0%以上
効率性	OHR(※)	64.51%	60.0%未満
健全性	自己資本比率	8.78%	8.00%以上

(※)OHR = 経費 ÷ コア業務粗利益(業務粗利益 - 債券関係損益)

〔First Call Bank営業の確立〕

営業推進態勢の強化やDX推進による個人・法人ビジネスの進化、グループ総合力によるコンサルティング営業を実践し、顧客から圧倒的に信頼される営業の確立を目指してまいります。

- ① 地元経済がアフターコロナへの転換を進める中、当行は地域金融機関の役割を果たすべく、お客さまの事業再構築など、各企業の経営実態を踏まえた支援を積極的に行ってまいりました。コロナ借換保証の実行は、2024年3月までの累計で500件・120億円以上となり、お客さまのアフターコロナにおける資金需要にも対応することで、事業継続を資金面から支えてまいりました。資金面に加え、事業再生、M&A・事業承継等、事業内容や企業ニーズに即したきめ細やかな支援を可能とする体制の構築を進め、お客さまの本業支援や地域経済の活性化に役職員一丸となって努めてまいりました。
- ② 多様化する企業の資金調達ニーズに対応するため、当行では私募債やシンジケートローン、コベナント付融資等のさまざまな資金調達手段の提供を行っております。2023年9月、「みやぎんDX私募債(スマートシティ)」の取り扱いを開始し、DXやデジタル化に取り組む企業を応援してまいりました。引き続き、お客さまのさまざまなニーズに応じたサービスを提供することで、お客さまの成長と地域経済の一層の発展に貢献してまいります。

- ③ 2021年1月より展開している「みやぎんアプリ」は、口座の残高・入出金照会、振替・振込の機能に加え、諸届、ローン、投資信託等の機能を搭載するなど、利便性が高く、2024年3月末時点でアプリ登録ユーザー数189,000人以上、月間アクティブユーザー率80%以上と多くのお客さまにご利用いただいております。個人向けサービスにおける非対面取引の中心的なチャネルとして、今後も順次機能追加を行い、アプリの魅力向上を図ってまいります。また、2023年5月にWeb完結型の「マイカーローン」および「教育ローン」、2023年8月に法人向け「電子交付サービス」の取り扱いを開始いたしました。引き続き、非対面チャネルにおけるお客さまの利便性向上を進めてまいります。
- ④ グループ会社の取り組みとして、先進的なデジタル技術を通じたサービスの一層の充実と新たな価値提供を図ることを目的に「宮銀デジタルソリューションズ株式会社」では、ITコンサルティングやIT戦略立案の支援、スピーディーな開発体制、幅広いパートナーとの提携により、企業の成長やイノベーションの支援に取り組んでおります。また、社会課題の解決を通じた地域活性化を目的に2021年8月「株式会社ひなた保証」を設立し、家賃保証ビジネスへ参入、創業2期で黒字化を実現しました。「宮銀リース株式会社」では、脱炭素化や電気代高騰によるコスト増などのお客さまの課題に対して、再生可能エネルギーソリューションを提供してまいりました。引き続き、グループ各社のソリューション力強化を図り、より強固な銀行グループへの進化を実現してまいります。

〔経営基盤の強化〕

環境変化に応じた人事制度・仕組みや教育体系の構築による人的資本経営の高度化、機能・店舗網などのリアル店舗の最適化、本部機能の高度化を図り経営基盤の強化を目指してまいります。

- ① 従業員一人一人が持つ能力や特性、描くキャリアやライフスタイルなど、多様な価値観・職業観に柔軟に対応するため、現中期経営計画期間中に人事制度改定を予定しております。賃金面では、2023年5月に一時金を支給し、2024年4月からは5%以上（定期昇給含む）の賃上げを実施いたしました。さらに、2025年4月入行者からは最大31.7%の初任給引き上げを実施いたします。また、従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に取り組む「健康経営」を推進しており、優良な健康経営を実践する企業として「健康経営優良法人 2024(大規模法人部門)～ホワイト500」に認定されました。健康経営優良法人への認定は7年連続、さらに大規模法人部門の上位500社に与えられるホワイト500の認定は4年ぶり4回目となります。加えて、スポーツ活動に積極的に取り組む企業として「スポーツエールカンパニー」に4年連続認定されております。多様なバックグラウンド・価値観を持つ人財が、多様な専門性と付加価値を高めることで、働きがいと成果を両立できる環境の実現に向け、人的資本経営の高度化を図ってまいります。

- ② 営業店における事務量削減を目的に、Webでお手続き可能なサービスの拡充や、店頭窓口でのタブレット受付、Web伝票作成サービスなどの取り扱いを開始いたしました。リアル店舗を「事務」から「コンサルティング」の場へと進化させるとともに、店舗網の再構築を進めることで、地方銀行の強みである、「営業店ネットワークの優位性」を極大化してまいります。
- ③ 銀行内部の業務効率化では、デジタル技術を活用した生産性向上に取り組んだ結果、2025年3月末時点において、約84,000時間、人員換算で約45人分の削減効果を見込んでおります。また、「生成AI」に関して、銀行業務の生産性を飛躍的に向上させる可能性を秘めているとして、銀行業務の根幹である融資業務への応用を見据えながら、利活用に向けた検討を進めております。引き続き、DXを重要な経営課題として捉え、先端技術の積極的な利活用を進めていくことで、経営基盤の強化を進めてまいります。

[サステナビリティ経営の実践]

地域課題の解決に資する事業・活動を通じたサステナビリティ経営を実践し、当行グループの社会的価値の極大化を図ってまいります。また、「みやぎんESG経営目標」を策定し、ステークホルダーに対してESGに関するコミットメントを開示してまいります。

- ① 2023年3月、「みやぎんESG経営目標」（対象期間：2023年4月～2026年3月）を策定し、3つのKPIとして、ESG関連投融资1,500億円、行内温室効果ガス2013年度比60%削減、係長級に占める女性の割合40%を設定し、ESGの取り組みを強化しております。2024年3月末で、ESG関連投融资913億円、行内温室効果ガス2013年度比53%削減、係長級に占める女性の割合39.5%と順調に推移しております。
- ② 2023年10月、宮崎県信用保証協会と「みやぎんサステナ経営保証」の取り扱いを開始し、サステナビリティ経営に取り組む企業を応援してまいりました。また、地元企業のSDGsへの取り組み状況を分析し、独自の「SDGs宣言書」策定を支援するサービスである「SDGs経営支援サービス」は、2024年3月末で488社にご利用いただいております。引き続き、地域社会におけるSDGsの普及・促進に向けた活動を行うことで、持続可能な地域社会の実現を目指してまいります。
- ③ 当行の営業基盤である宮崎・鹿児島県においては大規模な台風の影響を受けるなど、気候変動への対応は企業経営の大きな課題となっていることから、「TCFD(気候関連財務情報開示タスクフォース)」提言への賛同を表明しており、お客さまのCO₂排出量削減を支援するサービスの導入に加え、自行の温室効果ガス削減へ向け、照明設備のLED化や空調設備更新によるエネルギー効率の改善等を行ってまいりました。2024年4月には、サステナビリティ推進室を新たに設置し、サステナビリティ経営をさらに加速させております。

- ④ 2023年5月、産学官がデジタル人材の育成に一体となって取り組むことにより、デジタル技術の普及・質的向上を推進し、地域課題を解決することを目的に「宮崎県デジタル人材育成コンソーシアム」を設立いたしました。また、当行とグループ会社「宮銀デジタルソリューションズ株式会社」は、2023年4月に「西日本電信電話株式会社宮崎支店」と「ICTの利活用による地域社会の課題解決と地域経済の発展等に関する連携協定」を、2023年11月に「株式会社QTnet」と「地域社会のDX推進に関する連携協定」を締結いたしました。引き続き、お客さまの業務効率化および生産性向上のため、地域全体のデジタル化に取り組み、地域の課題解決に資する事業・活動を通じ、地域社会の持続的な成長に貢献してまいります。

(事業の成果)

[資産状況]

以上の各種取り組みにより、当期末の貸出金残高は、個人貸出が増加したことから、前期末に比べ428億円増加して2兆2,892億円となりました。

当期末の預金および譲渡性預金の残高は、個人預金、法人預金が増加したことから、前期末に比べ505億円増加して3兆1,700億円となりました。

当期末の投資信託の預り残高は、前期末に比べ178億円増加して924億円となり、公共債等債券の預り残高は、前期末に比べ4億円減少して384億円となりました。保険販売額は409億円と順調に増加し、当期末における保険販売額累計は4,722億円となりました。

当期末の有価証券残高は、国債、地方債、社債が減少したものの、株式および外国証券が増加したことから、前期末に比べ1,350億円増加して8,305億円となりました。

外国為替取扱高は、外貨預金取扱高の減少により94百万ドル減少して357百万ドルとなりました。

[損益状況]

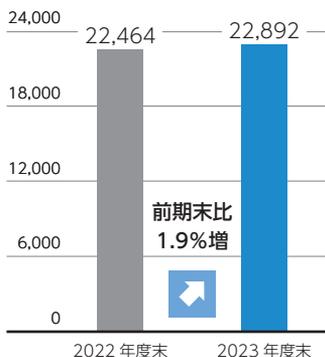
経常収益は、有価証券利息配当金の減少により資金運用収益が減少したものの、預り資産手数料や受入機能提供手数料等の増加により役務取引等収益が増加し、株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したことから、前期に比べ25億74百万円増加して626億70百万円となりました。

経常費用は、国債等債券売却損の減少によりその他業務費用が減少し、株式等売却損の減少によりその他経常費用が減少したものの、売現先利息や債券貸借取引支払利息の増加により資金調達費用が増加したことから、前期に比べ44億26百万円増加して534億32百万円となりました。

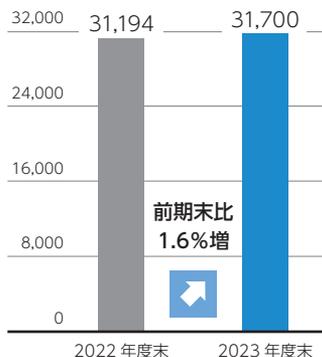
この結果、経常利益は前期に比べ18億51百万円減少して92億37百万円、当期純利益は同10億18百万円減少して66億18百万円となりました。

また、効率性の指標となるOHRは64.51%、資本効率の指標であるROEは3.88%となりました。

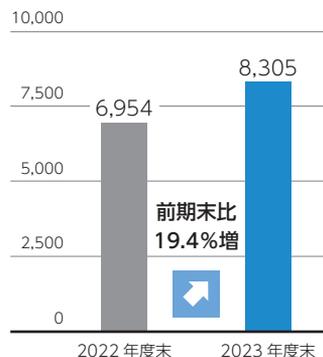
■ 貸出金残高 (億円)



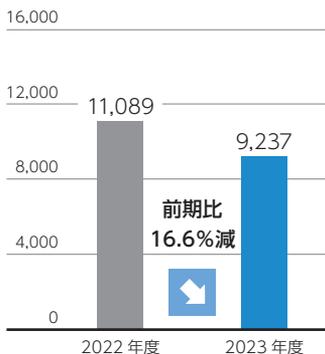
■ 預金および譲渡性預金 (億円)



■ 有価証券残高 (億円)



■ 経常利益 (百万円)



■ 当期純利益 (百万円)



貸出金残高 **22,892** 億円
(前期末比：428億円増加) ↗

預金および
譲渡性預金 **31,700** 億円
(前期末比：505億円増加) ↗

有価証券残高 **8,305** 億円
(前期末比：1,350億円増加) ↗

経常利益 **9,237** 百万円
(前期比：1,851百万円減少) ↘

当期純利益 **6,618** 百万円
(前期比：1,018百万円減少) ↘

当行が対処すべき課題

当行を取り巻く経営環境は、人口減少に伴う地方経済の縮小や後継者不足による事業者数の減少等の中長期的な課題に加え、アフターコロナへの対応、地政学上のリスク、マイナス金利政策解除等、複雑性・不確実性が一層増しております。また、キャリア観の変化、業務の複雑化・専門化等、「人」を取り巻く環境も大きく変化しており、企業経営における人的資本の重要性も増してきております。

そうした環境の中においても、地方銀行の使命は変わることなく、資金の提供や金融サービスを通じ、お客さまや地域社会が抱える課題を解決していくことであります。人財を資本として捉え、その価値を最大限に引き出す人的資本経営を実践することで、お客さまと地域経済の持続的な成長の実現に向けて、役職員一丸となって誠心誠意取り組んでまいります。

当行は、2023年4月より中期経営計画「First Call Bank」（計画期間：2023年4月～2026年3月）をスタートさせました。本計画では、地域と共に持続的な成長を実現するインフラ創造企業という長期ビジョンのもと、基本方針として『リアル・対面』と『デジタル・非対面』を融合させ、『リアル店舗を持ったデジタルバンクを実現する』を掲げ、3つの基本戦略「First Call Bank 営業の確立」・「経営基盤の強化」・「サステナビリティ経営の実践」に取り組むことで、地域社会のサステナビリティに貢献し、圧倒的に信頼される銀行グループ、すなわち「First Call Bank」を目指してまいります。当行100周年である2032年の長期ビジョン達成に向け、本計画を「変革と成長」のステージと位置付け、前例にとらわれない変革を進めることで、長期ビジョン達成に向けた成長を加速させてまいります。

また、「DX」も重要な経営課題として認識し、お客さまのIT・デジタル化支援や非対面チャネルの強化、業務効率化、デジタルマーケティング強化等、DX推進に注力してまいります。地方経済の衰退を背景に、地方銀行のビジネスモデル変革が求められる中、商品・機能・体制のDXや店舗・人員の最適化等、業容拡大とDX推進の両立を図り、「リアル店舗を持ったデジタルバンク」を実現することで、持続的な競争力を持つ地方銀行への変革を目指してまいります。

(2) 財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
預 金	2,803,722	2,952,975	3,085,817	3,118,288
定期性預金	724,063	729,355	748,497	723,188
その他	2,079,658	2,223,620	2,337,320	2,395,100
貸 出 金	2,157,703	2,263,593	2,246,429	2,289,235
個人向け	731,571	780,295	825,122	880,173
中小企業向け	1,015,815	1,018,266	1,038,820	1,022,791
その他	410,317	465,032	382,487	386,271
商 品 有 価 証 券	—	—	—	—
有 価 証 券	700,000	715,797	695,475	830,535
国債	115,708	76,473	22,881	15,937
その他	584,291	639,323	672,594	814,598
社 債	—	—	—	—
総 資 産	3,644,134	4,232,450	4,016,621	4,100,554
内 国 為 替 取 扱 高	18,295,475	18,488,255	18,755,881	19,026,993
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 403	百万ドル 483	百万ドル 452	百万ドル 357
経 常 利 益	11,017	10,559	11,089	9,237
当 期 純 利 益	7,259	6,639	7,637	6,618
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 420 95	円 銭 384 92	円 銭 442 44	円 銭 382 46

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。

(参考) 企業集団の財産および損益の状況

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
経 常 収 益	54,664	63,824	66,127	68,889
経 常 利 益	12,028	11,535	11,848	9,986
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	7,995	7,473	8,127	7,087
包 括 利 益	11,990	2,226	5,819	28,387
純 資 産 額	158,585	159,130	163,159	189,852
総 資 産	3,653,865	4,241,963	4,025,257	4,110,848

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 2023年度より当行の連結子会社である宮銀リース株式会社は、割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準を変更しています。この変更に伴い、2022年度については遡及適用後の数値を記載しております。

(3) 使用人の状況

				当 年 度 末
使	用	人	数	1,305人
平	均	年	齢	39年 3月
平	均	勤	続 年 数	16年 1月
平	均	給	与 月 額	367千円

- (注) 1. 使用人数は在籍者ベースで記載しております。
 2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 使用人数には、臨時雇用および嘱託は含まれておりません。
 4. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数

				当 年 度 末
宮	崎	県		85カ店 (うち出張所 25カ所)
鹿	児	島 県		6 (-)
大	分	県		1 (-)
熊	本	県		1 (-)
福	岡	県		1 (-)
東	京	都		2 (-)
合		計		96 (25)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を126カ所設置しております。

- ロ. 当年度新設営業所
 該当ありません。
- ハ. 銀行代理業者の一覧
 該当ありません。
- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況
 該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	2,960
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
小林支店新築工事	493
西都支店新築工事	412
新紙幣改刷対応	333
SFM機能改修	170
熊本支店移転	140
仮想基盤ハード更改	104

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
宮 銀 ビ ジ ネ ス サービ ス 株 式 会 社	宮 崎 市 橘 通 東 1 丁 目 7 番 4 号	当行委託のビルの清掃・警 備および設備の保守・点 検・管理業務	百万円 10	% 100.00	—
宮 銀 デ ジ タ ル ソ リ ュ ー シ ョ ンズ 株 式 会 社	宮 崎 市 高 千 穂 通 1 丁 目 5 番 14 号	コンピューターによる事務 処理の受託、ソフトウェア 開発、コンサルティング等	10	100.00	—
宮銀リース株式会社	宮 崎 市 橘 通 東 1 丁 目 7 番 4 号	機械・設備リース、各種フ ァイナンス等	50	100.00	—
宮 銀 ベ ン チ ャ ー キャピタル株式会社	宮 崎 市 橘 通 東 4 丁 目 3 番 5 号	ニュービジネス育成・強化 の支援等	10	100.00	—
宮銀保証株式会社	宮 崎 市 橘 通 東 1 丁 目 7 番 4 号	各種消費者ローン等の保証 業務	20	100.00	—
宮銀カード株式会社	宮 崎 市 橘 通 東 1 丁 目 7 番 4 号	クレジットカード業務、保 証業務	80	100.00	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込、口座振替、入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービスを行っております。
5. セブン銀行、イーネットおよびローソン銀行との提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・現金自動入金等のサービスを行っております。
6. 地方銀行7行によるじゅうだん会（八十二銀行、宮崎銀行、山形銀行、筑波銀行、武蔵野銀行、阿波銀行、琉球銀行）では、システム共同化に合意し、当行は2011年1月に、八十二銀行が開発した共同版システムへの移行を実施しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職等	その他
杉田 浩二	取締役頭取（代表取締役） 秘書室	一般財団法人みやぎん経済 研究所理事長	
河内 克典	専務取締役（代表取締役） 融資部、リスク統括部、 事務統括部、総務部		
西川 義久	常務取締役 営業本部（営業統括部・ビジネスソリューション部・ マネーコンサルティング部・国際部）、 品質向上推進室		
渡邊 友樹	常務取締役 経営企画部、市場金融部、人事部、 グループ会社		
原口 哲二	取締役（常勤監査等委員）		
島津 久友	社外取締役（監査等委員）	島津山林株式会社 代表取締役 株式会社島津茶園 代表取締役 株式会社ハンズマン 社外監査役	
柏田 芳徳	社外取締役（監査等委員）	柏田法律事務所 所長	
浅山 理恵	社外取締役（監査等委員）	SMB Cオペレーションサ ービス株式会社 取締役副社長 GMOフィナンシャルゲー ト株式会社 社外取締役監査等委員	
高妻 和寛	社外取締役（監査等委員）	高妻公認会計士事務所 所長 高妻和寛税理士事務所 所長	

(当年度中に退任した役員)

平野 亘也	取締役会長		2023年6月23日退任
山田 知樹	常務取締役		2023年6月23日退任
山下 耕司	取締役（常勤監査等委員）		2023年6月23日退任

- (注) 1. 役員の地位は年度末現在のものであります。
 2. 社外取締役（監査等委員） 島津久友、柏田芳徳、浅山理恵、高妻和寛の4氏は、独立役員に指定しております。
 3. 当年度中に退任した役員の地位は退任時のものであります。
 4. 当行は、監査等委員である取締役のうち原口哲二を、常勤の監査等委員として選定しております。その理由は、行内事情に精通した者による重要な会議等への出席や、内部監査部門等との連携により監査等委員会による監査・監督の実効性を高めるためであります。
 5. 社外取締役（監査等委員） 高妻和寛氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

以下の1～7の方針の原案について、指名報酬委員会による審議を行ったうえで、2021年3月26日開催の取締役会の決議により決定いたしました。

なお、当事業年度にかかる各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の内容は、指名報酬委員会への諮問とその答申内容、および監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会にて決定しております。また、その報酬等の内容の決定方法、および決定した報酬等の内容が本決定方針に整合していることを確認しており、取締役会は、当事業年度にかかる当該報酬等の内容は、本決定方針に沿うものであると判断しております。

1. 基本方針

当行の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するとともに、株主の長期的利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた公正かつ適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、固定報酬としての「基本報酬」、業績等を勘案して支給する「役員賞与」および「ストック・オプション報酬」により構成し、監査等委員である取締役の報酬は、固定報酬としての「基本報酬」のみとします。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月別の固定報酬とし、役位、職責、在位年数に応じ、他行水準、当行の業績、従業員給与の水準等を総合的に勘案し、役位に応じた支給額を下記6.の方法により決定します。

3. 役員賞与の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

役員賞与は、業績向上への貢献意欲や士気を高めるため、毎事業年度の当期純利益等を勘案し、毎事業年度末終了後に、2016年6月24日開催の定時株主総会にて承認された、基本報酬を含めた最高限度額年額300百万円の範囲内で、役位に応じた支給額を下記6.の方法により決定します。

4. スtock・オプション報酬の個人別の額の決定に関する方針

ストック・オプション報酬は、業績に対する意欲や士気を一層高めることにより、企業価値の持続的向上を図るため、取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）に対して、新株予約権を年額70百万円の範囲で割り当てることを、2016年6月24日開催の定時株主総会にて承認を受けており、下記6.の方法により、予め定めた役位に応じた付与額および付与時期を決定します。

5. 基本報酬額、役員賞与額およびストック・オプション報酬額の割合の決定に関する方針

基本報酬額、役員賞与額およびストック・オプション報酬額の割合は以下の範囲で下記6.の方法により決定します。なお、基本報酬額には使用人兼務取締役の使用人としての報酬を含むものとします。

$$\begin{array}{l} \blacklozenge \text{ 基本報酬額 (年額)} : \quad \text{役員賞与額} \quad : \quad \text{ストック・オプション報酬額} \\ = \quad 1 \quad : \quad 0.0 \sim 0.3 \quad : \quad 0.0 \sim 0.3 \end{array}$$

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の各報酬等の内容については、社外取締役が委員長を務める指名報酬委員会への諮問とその答申内容、および監査等委員会の意見を踏まえたうえで、取締役会において決定します。

7. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

ストック・オプション報酬は、取締役を解任された場合等、一定の事由が生じた場合は、当該取締役は新株予約権を行使できないこととし、未行使の新株予約権全部を放棄したとみなすこととします。

事業報告

② 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (監査等委員を除く)	6名	129	28	31	189
取 締 役 (監 査 等 委 員)	6名	56	—	—	56
計	12名	185	28	31	245

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 支給人数には、第138期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査等委員1名を含んでおります。
 3. 基本報酬および業績連動報酬等については、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議をもって、取締役全員の報酬年額の最高限度額（監査等委員でない取締役 年額300百万円、監査等委員である取締役 年額100百万円）を決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役は9名、監査等委員である取締役は6名です。また、非金銭報酬等については、2016年6月24日開催の定時株主総会の決議をもって、取締役（監査等委員である取締役および非常勤取締役を除く）に対して新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）を年額70百万円以内の範囲で割り当てることを決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役は9名です。
 4. 業績連動報酬等は、役員賞与引当金繰入額28百万円であります。
 5. 非金銭報酬等は、新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額31百万円であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
島 津 久 友 (監 査 等 委 員)	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、銀行に対して損害賠償責任を負うものとしします。
柏 田 芳 徳 (監 査 等 委 員)	
浅 山 理 恵 (監 査 等 委 員)	
高 妻 和 寛 (監 査 等 委 員)	

(4) 補償契約

該当ありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任保険契約の内容の概要
すべての取締役	役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者が当行の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害が填補されます。ただし、違法行為に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は全額当行が負担しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
島津久友 (監査等委員)	島津山林株式会社 代表取締役 株式会社島津茶園 代表取締役 株式会社ハンズマン 社外監査役
柏田芳徳 (監査等委員)	柏田法律事務所 所長
浅山理恵 (監査等委員)	SMB Cオペレーションサービス株式会社 取締役副社長 GMOフィナンシャルゲート株式会社 社外取締役監査等委員
高妻和寛 (監査等委員)	高妻公認会計士事務所 所長 高妻和寛税理士事務所 所長

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員） 島津久友、柏田芳徳、浅山理恵、高妻和寛の4氏は、独立役員に指定しております。
2. 当行と上記の兼職先等との間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
島津久友 (監査等委員)	2015年 6月25日～ 社外監査役 2016年 6月24日～ 社外取締役 (監査等委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度に開催された11回の取締役会のうち11回に出席しています。 ・当事業年度に開催された15回の監査等委員会のうち15回に出席しています。 ・当事業年度に開催された3回の指名報酬委員会のうち3回に出席しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度開催の取締役会、監査等委員会および指名報酬委員会に出席し、金融機関等での勤務経験、また企業経営者としての豊富な経験・実績による幅広い見識から、必要な提言を行うなど、当行が期待する役割を適切に果たしています。 ・その他「会計監査人との意見交換」、「各所管部店長との意見交換」等の活動を行っております。
柏田芳徳 (監査等委員)	2021年 6月24日～ 社外取締役 (監査等委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度に開催された11回の取締役会のうち11回に出席しています。 ・当事業年度に開催された15回の監査等委員会のうち15回に出席しています。 ・当事業年度に開催された3回の指名報酬委員会のうち3回に出席しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度開催の取締役会、監査等委員会および指名報酬委員会に出席し、弁護士として法令等に関する専門的知見、その豊富な経験、見識から、必要な提言を行うなど、当行が期待する役割を適切に果たしています。 ・その他「会計監査人との意見交換」、「各所管部店長との意見交換」等の活動を行っております。

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
浅山 理恵 (監査等委員)	2022年 6月23日～ 社外取締役 (監査等委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度に開催された11回の取締役会のうち11回に出席しています。 ・当事業年度に開催された15回の監査等委員会のうち15回に出席しています。 ・当事業年度に開催された3回の指名報酬委員会のうち3回に出席しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度開催の取締役会、監査等委員会および指名報酬委員会に出席し、メガバンクにおける幅広い経験や高い見識から、経営全般に関して必要な提言を行うなど、当行が期待する役割を適切に果たしています。 ・その他「会計監査人との意見交換」、「各所管部店長との意見交換」等の活動を行っております。
高妻 和寛 (監査等委員)	2022年 6月23日～ 社外取締役 (監査等委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度に開催された11回の取締役会のうち10回に出席しています。 ・当事業年度に開催された15回の監査等委員会のうち15回に出席しています。 ・当事業年度に開催された3回の指名報酬委員会のうち2回に出席しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度開催の取締役会、監査等委員会および指名報酬委員会に出席し、公認会計士としての専門的見地から、特に会計・税務に関して必要な提言を行うなど、当行が期待する役割を適切に果たしています。 ・その他「会計監査人との意見交換」、「各所管部店長との意見交換」等の活動を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
取締役（監査等委員）	4名	24	—
報酬等の合計	4名	24	—

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数 発行可能株式総数 29,710千株
 発行済株式の総数 17,633千株 (うち自己株式315千株)

(2) 当年度末株主数 7,900名

(3) 大株主 (上位10名)

株主の氏名または名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,472 千株	8.50 %
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	623	3.60
宮崎銀行従業員持株会	482	2.78
株式会社福岡銀行	457	2.64
日本生命保険相互会社	441	2.54
明治安田生命保険相互会社	440	2.54
株式会社鹿児島銀行	332	1.92
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 4)	324	1.87
株式会社肥後銀行	311	1.79
住友生命保険相互会社	289	1.67

- (注) 1. 上記のほか、当行名義の自己株式315千株があります。
 2. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、自己株式(315千株)を控除して計算しております。
 4. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

該当ありません。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名または名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 伊藤次男 指定有限責任社員 甲斐貴志	58	—

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容や職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等についてその適切性・妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および同条第3項の同意を行っております。
3. 当行および子会社が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は58百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 補償契約

該当ありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査の適正性および信頼性を確保するため、会計監査人が職業的専門家として適切な監査を実施しているかにつき、適宜監視を行い、その結果、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合など、必要があると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項および同条第5項に定められている解任事由に該当する状況にあるなど当行監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、会計監査人の解任に必要な手続きを行います。

第139期末 (2024年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	預 け	925,008	預 当	金	3,118,288
現 預 け	金	40,946	座 通	金	76,024
預 け	金	884,062	普 蓄	金	2,238,194
コ ー ル	口	1,665	貯 通	金	15,985
有 価 証	券	830,535	定 定	金	86
国 債	債	15,937	そ の 他 の 預	金	722,341
地 方	債	270,558	の 渡 性 の 預	金	846
社 株	債	75,005	マ ー ケ ッ グ	金	64,810
そ の 他 の 証	式 券	88,799	引 取 受 入	金	51,727
貸 出	金	380,234	借 借 取 用 入	金	22,211
割 引 手 形	形	2,860	外 国 為 替	金	64,561
手 形	付	30,558	未 決 払 外 債	金	161,738
証 書	付	2,007,440	未 前 給 金	金	473,056
当 座	越	248,375	資 産	金	473,056
外 国 為 替	替	3,048	役 退 職 給 付 引 当	金	37
外 国 他 店 預 け	け	2,953	睡 眠 預 損 引 当	金	15
取 立 外 国 為 替	替	95	再 評 価 に 係 る 繰 上 償 還 金	金	21
そ の 他 の 資 産	産	31,595	支 払 承 継 税 金	金	17,302
前 払 収 入	用	96	負 債 の 部 合 計		3,918,078
未 収 収 入	益	5,460	(純資産の部)		
金 融 派 生 商 品	品	4,448	資 本	金	14,697
先 物 取 引 差 入 証 拠	金	755	本 剰 余	金	8,771
そ の 他 の 資 産	産	20,833	資 本 剰 余	金	8,771
有 形 固 定 資 産	産	22,553	利 益 剰 余	金	137,816
建 土 地	物	7,832	利 益 剰 余	金	6,473
リ ー ス 資 産	地	13,083	そ の 他 の 利 益 剰 余	金	131,342
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	産	589	別 経 越 利 益 剰 余	金	123,701
無 形 固 定 資 産	産	1,048	自 己 株 式	金	7,641
ソ フ ト ウ ェ ア	ア	4,359	株 主 資 本 合 計	金	△977
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	産	64	そ の 他 の 有 価 証 評 価 差 額	金	160,308
前 払 年 金 費 用	産	1,013	繰 上 償 還 損 益	金	16,421
繰 上 償 還 金 額	産	361	土 地 再 評 価 差 額	金	2,981
支 払 承 諾 見 込	金	4,644	新 株 予 約	金	2,615
貸 倒 引 当 金	金	△13,532	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	金	22,018
資 産 の 部 合 計		4,100,554	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		148
			純 資 産 の 部 合 計		182,476
			負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		4,100,554

第139期末 (2024年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	925,050	預 金	3,114,682
コールローン及び買入手形	1,665	譲 渡 性 預 金	48,527
有 価 証 券	826,936	コールマネー及び売渡手形	22,211
貸 出 金	2,283,318	売 現 先 勘 定	64,561
外 国 為 替	3,048	債券貸借取引受入担保金	161,738
リース債権及びリース投資資産	9,600	借 用 金	478,199
そ の 他 資 産	40,201	外 国 為 替	37
有 形 固 定 資 産	23,371	そ の 他 負 債	22,320
建 物	7,837	役 員 賞 与 引 当 金	28
土 地	13,083	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,499
その他の有形固定資産	2,450	睡眠預金払戻損失引当金	155
無 形 固 定 資 産	4,531	偶 発 損 失 引 当 金	143
ソ フ ト ウ ェ ア	4,460	繰 延 税 金 負 債	139
その他の無形固定資産	71	再評価に係る繰延税金負債	2,104
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,758	支 払 承 諾	4,644
支 払 承 諾 見 返	4,644	負 債 の 部 合 計	3,920,996
貸 倒 引 当 金	△14,280	(純資産の部)	
		資 本 金	14,697
		資 本 剰 余 金	12,779
		利 益 剰 余 金	139,464
		自 己 株 式	△977
		株 主 資 本 合 計	165,964
		その他の有価証券評価差額金	16,421
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2,981
		土 地 再 評 価 差 額 金	2,615
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,720
		その他の包括利益累計額合計	23,739
		新 株 予 約 権	148
		純 資 産 の 部 合 計	189,852
資 産 の 部 合 計	4,110,848	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	4,110,848

第139期 (2023年4月1日から
2024年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金	額
経常収益		68,889
資金運用収益	43,548	
貸出金利息	28,413	
有価証券利息配当金	13,136	
コールローン利息及び買入手形利息	44	
預け金利息	0	
その他の受入利息	1,952	
役務取引等収益	11,410	
その他の業務収益	7,595	
その他の経常収益	6,334	
償却債権取立益	115	
その他の経常収益	6,219	
経常費用		58,903
資金調達費用	9,710	
預金利息	131	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	413	
売現先利息	1,947	
債券借取引支払利息	7,191	
借入金利息	23	
その他の支払利息	△0	
役務取引等費用	5,402	
その他の業務費用	13,545	
営業経費用	25,521	
その他の経常費用	4,723	
貸倒引当金繰入額	2,341	
その他の経常費用	2,382	
経常利益		9,986
特別利益		86
固定資産処分益	86	
特別損失		78
固定資産処分損	78	
税金等調整前当期純利益		9,994
法人税、住民税及び事業税	3,852	
法人税等調整額	△945	
法人税等合計		2,906
当期純利益		7,087
親会社株主に帰属する当期純利益		7,087

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社 宮崎銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤次男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲斐貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社宮崎銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第139期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社 宮崎銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤次男

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 甲斐貴志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社宮崎銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社宮崎銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第139期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、下記の方法で監査を実施しました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他の使用人等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。また、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月10日

株式会社 宮崎銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 原 〇 哲 二 ㊞
監 査 等 委 員 島 津 久 友 ㊞
監 査 等 委 員 柏 田 芳 徳 ㊞
監 査 等 委 員 浅 山 理 恵 ㊞
監 査 等 委 員 高 妻 和 寛 ㊞

(注) 1 監査等委員 島津久友、柏田芳徳、浅山理恵、高妻和寛の4氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

株主総会会場のご案内図

場所

宮崎観光ホテル 東館 3階 ^{こうよう}「光耀の間」
宮崎市松山1丁目1番1号 TEL: 0985-27-1212



交通のご案内

宮崎空港より

自動車：約20分
バス：約20分

「橋通り1丁目」下車徒歩約10分

JR宮崎駅より

自動車：約5分
バス：約15分

「橋通り1丁目」下車徒歩約10分

ご注意：駐車場はございますが、台数に限りがありますのでご了承ください。